

厚生労働省
広島労働局発表
令和4年12月1日

広島労働局労働基準部賃金室

室長 石井あつ子

賃金指導官 坂本典枝

(電話) 082 (221) 9244

広島県特定(産業別)最低賃金の改正について

時間額 22 円 ～ 29 円の引上げ

— 令和4年12月31日発効 —

広島労働局長(阿部 ^{あべ} 充)は、広島県特定(産業別)最低賃金を別添のとおり、本年12月31日から時間額をそれぞれ22円～29円引き上げる改正を決定し、本日(12月1日)、官報に公示しました。

広島労働局では、改定された最低賃金が確実に順守されるよう、周知・広報に取り組むとともに、中小企業・小規模事業者の皆様へ、賃金の引上げに向けた環境整備を図るための支援施策を推進してまいります。

「広島県特定(産業別)最低賃金」とは

広島県内の特定産業について設定されている最低賃金で、関係労使が基幹的労働者を対象として「広島県最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要であると認める産業について設定されています。

「賃金の引上げに向けた環境整備を図るための支援施策」

(1)「業務改善助成金」

広島県内に所在する中小企業・小規模事業者が、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資(機械設備の導入等)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

【問い合わせ先】広島労働局雇用環境・均等室(☎ 082-221-9247)

(2)「広島働き方改革推進支援センター」

広島労働局の委託事業として、中小企業・小規模事業者等を中心に、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、生産性向上による賃金引上げ、労働関係の助成金の活用及び人手不足の緩和等の取組を支援するため、専門家による相談対応(電話・メール・対面・訪問)や出張相談会・セミナー等を実施しています。

【問い合わせ先】広島働き方改革推進支援センター(☎ 0120-610-494)